

議員の眼 (No. 12)

発行責任者 (吉岡政昭)・住所 (早来大町 1 4 1 - 4 7)

吉岡政昭の議会報告

12月議会(12/20～22)・1月臨時議会、全員協議会・3月議会(3/9～15)

2022・3月発行



追分旭の2千万円以上の弁償問題。

気づくべきだった「協議書」・「承諾書」にある用語 (発生土・残土) の意味と危険性

慎重に対応していたら、弁償問題は、「避けられた」のではないか？

1, 用語の確認

- (承諾書) では・・・「公共工事の残土」。
- (協議書) では・・・「公共工事による発生土」「どんな土でも良い」「砂利混土でも良い。」となっています。

- (1) 残土 (承諾書)・・・土砂のこと。(廃棄物ではない。)
- (2) 発生土 (協議書)
 - ① 建設発生土 (土砂)・・・廃棄物でない。
 - ② 建設汚泥 (汚泥)・・・廃棄物扱い (流動性あり)
- (3) 砂利混土
- (4) どんな土でも

2, 瀧町政時代の致命的な「手抜き」に近い「判断の間違い」

- (1) 持ち込んで良い「土」の種類・内容が、きちんと把握されていない。
- (2) 何よりも、業者が産業廃棄物を「土砂」に混ぜて持ち込むという危険性に対する認識が、ほとんどない。警戒心が全くない。
もし、「本当はこうなることを知っていた」のに、必要な対応をしなかったとしたら、「未必の故意」という犯罪行為になります。
- (3) 協議書には、議論した用語、町の確認行動、その他の不法投棄の有無の確認事項が明記されていない。
- (4) 業者に対する「要望、検査の事前連絡等」の協議内容が明示されていない。
- (5) 安平町が土地所有者に求めた具体的内容と交渉記録がない。

《事前に「発生土」「残土」の言葉の吟味と事後の対応が必要だった。》

公共工事による「発生土」(協議書)とは、

- ① 廃棄物でない建設発生土 (土砂) なのか。
- ② 廃棄物である建設汚泥 (汚泥) なのか。・・・**排除する。**
- ③ どっちの発生土であっても、**建設副産物の混入阻止対策は必要。**

従って、事前の啓発と搬入ごとの厳しいチェックが必要。
摘発後は、会社の責任で。再資源化施設に運搬させる指導。

3, 建設課から業者へ、捨て場所の変更指示。

「7カ所」から「1カ所」へ
が、しかし、「協議記録・承諾書」に、変更協議の記録なし。
「協議書・承諾書」違反ではないか？

土地所有者との協議書・承諾書	違反内容	担当課長の答弁
● 土捨て場に指定した場所は、7カ所。(約 4,971 坪) (公共工事 4 9 カ所からの土)	● 実際に捨てた場所は1カ所だけ。(約 5,430 坪) (建設課からの工事ごとの「特記仕様書」で、違反場所への投棄の指示がある。)	● 現場での協議の中で変更している。
(コメント) 課長答弁に対し、「それはいつか？」との私の質問に、課長は「そこまでの記録は残っていない。」と答弁。 因みに、建設課土木係の名前で、工事ごとに書かれた「特記仕様書」に違反場所への投棄の指示がある。		

「試掘決定」から、わずか半日で、 どのようにして、特定の町内業者に決まったのか。 指名競争入札でも、随意契約でもないのに。

それまで、消極的だった土地所有者が「試掘」に応じた。その日から半日で、試掘の業者が決まった。業者 (落札) が、どのように決まったのか不明だ。

「立場の弱い人」に責任を押しつけて良いのか？

「この職員の言うことを鵜呑みにした。現地に行ったわけじゃないので・・・」
(H29・6・20 6月議会。森本組の不法投棄で。瀧前町長。)
そのくせ、「現場主義でやって来た」などとホラを吹く。

「地面の下に入っていたものが、掘削によって一緒にダンプに積み込まれてそのまま投げてしまった。ダンプに積み込みの際に、そのとき運転手が見逃してしまったのではないか、と思っている。」(H30・2・5臨時議会。建設課長)

一般質問の回数(星取り表) (事前に予告して行う質問)

	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				4年間 星取り
	6	10	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	
箱崎 英輔	●	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	7-9
小笠原直治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16全勝
吉岡 政昭	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	15-欠1
鳥越真由美	○	○	●	●	○	○	●	○	○	●	●	○	○	○	○	●	10-6
工藤 秀一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16全勝
三浦恵美子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16全勝
梅森 敬仁	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	●	●	○	●	11-5
米川恵美子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16全勝
多田 政拓	○	●	●	○	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○	●	4-12
工藤 隆男	●	●	●	●	○	●	●	○	●	●	○	●	●	●	○	●	4-12
田村 興文	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16全敗

牧田議長は議長の為、一般質問なし。吉岡の1回欠席は心臓血管手術退院直後の為。

決算審査特別委員会は、「予算の使い方が、適切かどうか」をチェックし審査する議会です。
なぜ、予算を残したのか、なぜ、予算が足りなかったのか。
安平町の財政力や将来の見通しも議論する大事な会議です。

決算審査特別委員会(一般会計)での発言回数

《11号再掲》

年度	箱崎	吉岡	鳥越	工藤(秀)	三浦	梅森	米川	多田	田村	工藤(隆)
H29年度	0	83	委員長	0	1	0	8	1	0	1
H30年度	0	51	6	5	20	0	29	3	0	委員長
R1年度	委員長	48	1	0	44	0	42	2	0	1
R2年度	4	58	8	1	47	0	27	2	0	委員長

《委員長とは、この会議の議長役。牧田議長・小笠原監査委員には発言権なし》

議員4年間を振り返って(議会、議員、役場職員について思うこと)

質 問	私の考え・実感
議員の仕事って、どんな仕事だと思っていますか？	議員の仕事は「発言・主張してなんぼ」の仕事です。何かを「発言・主張する為」議員になったはず。発言、主張する為には、調べなくてはなりません。調べると、また新しい疑問が生まれて来ます。その繰り返しで、次第に「問題の背景」が見えてきて、闘争心(?)が生まれ、知識も身につけてきます。しかし、これは自分の意思でやることです。やってもやらなくとも、同じ報酬がもらえる特殊な仕事です。言い方を変えれば、「自由度」の高い仕事です。
今まで、町からの議案に対して、吉岡議員1人だけが反対したり、棄権したりしたことがありました。なぜ、そうしたのですか？	私が、1人でも「反対」したり「棄権」する時は、 ①「法律違反だ」と思ったり、物事を決めるのに ②「必要な手順を踏んでいない」と判断したり、 ③「一部の人の利益でしかない」とか ④「予算のかけ過ぎ」と思ったときです。
1人だけ、反対や棄権をして、孤立感はありませんか？	ありません。「今は1人。でも・・・」と、いつも、そう思っているからです。孤立感はありませんね。 私が1人だけ反対するときに、決まって思い出すのは、青春時代に見た映画「武器なき戦い」の主人公の山本宣治、通称(やません)の言葉です。 山本宣治(やません)は、生物学者でした。当時、政府は兵隊を増やす為「生めよ増やせよ」の政策を行っておりました。山本宣治(やません)は、この政策に反対して「避妊の仕方を広めた学者」でした。国会議員になった山本宣治(やません)は、思想の自由を認めず、労働運動弾圧の為の法律「治安維持法」のさらなる改悪に反対して、こう演説しました。「卑怯者、さらば去れ。山宣(やません)ひとり孤塁を守る」と。しかし、国会開催の前日、山宣(やません)は、右翼の襲撃を受け殺されました。
役場の「幹部職員」の対応に、思うところはありますか？	総じて、優秀なスタッフが多いと思います。長年、積み上げてきたと知識の差を感じます。しかしそれとは別に、 道理に反する「立ち位置」に強い疑念 を感じたことが、 何度もありました。 一例です。 職務上、特に公平さが求められる課長職員による一方的な「越権行為」と「事実の歪曲」。ある会議でのこと。担当課長の発言を制して「農水省の見解」を直接聞いたとして「汚泥の保全是町の方針だ」と担当課長よろしく説明した。役者がセリフを間違えたのだ。この問題点を指摘された前副町長は、憶測の弁解のみで必要な対応をしなかった。